

都市建設部

令和4年(2022年)11月24日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4（2022）年度補正予算概要……………	1
2 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子について……………	2～57

1 令和4（2022）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

土 木 費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
住 宅 管 理 費	2,217	市営住宅等管理費増 3,295 その他諸経費増 3,295 市営住宅居住性向上改善事業費減 △ 1,078	(国) 公営住宅改善 費補助金 △ 498 (地方債) 公営住宅 建設事業債 △ 600

2 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

低炭素建築物新築等計画、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関する事務について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴う住宅の区分に関する規定等の整備等をするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア 別表第12（低炭素建築物新築等計画の認定関係）

共同住宅等の認定について、省令改正により、一の建築物を単位とした認定のみが可能とされたことから、一の住戸を単位とした認定および共有部分を除いた認定に係る手数料を廃止する等の規定の整備を行う。

イ 別表第13（建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定関係）

共同住宅等の認定について、省令改正により、一の建築物を単位とした認定のみが可能とされたことから、一の住戸を単位とした認定に係る手数料を廃止する等の規定の整備を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第12（第2条関係）				別表第12（第2条関係）			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	（1）次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの	ア 住宅の用途のみに供する建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。イ）において同じ。）または登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	（1）次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の区分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの	ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において「複合建築物の住宅部分」という。）	（削る）
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	（1）次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位数手数料額」という。）	ア 申請対象戸数が1のとき 36,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 70,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 97,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 136,000円 オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 194,000円 カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 270,000円 キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 370,000円 ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 490,000円 ケ 申請対象戸数が301以上のとき 570,000円	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	（1）次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位数手数料額」という。）	ア 申請対象戸数が1のとき 36,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 70,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 97,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 136,000円 エ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 194,000円 カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 270,000円 キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 370,000円 ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 490,000円 ケ 申請対象戸数が301以上のとき 570,000円	（削る）
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	（1）次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位数手数料額」という。）	ア 申請対象戸数が1のとき 36,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 70,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 97,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 136,000円 オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 194,000円 カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 270,000円 キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 370,000円 ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 490,000円 ケ 申請対象戸数が301以上のとき 570,000円	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	（1）次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位数手数料額」という。）	ア 申請対象戸数が1のとき 36,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 70,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 97,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 136,000円 エ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 194,000円 カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 270,000円 キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 370,000円 ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 490,000円 ケ 申請対象戸数が301以上のとき 570,000円	（削る）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

[illegible]

		限る。)。 (以下この表において「 <u>複合住宅単位標準入力法等認定</u> 」という。)	共用部分非評価手数料額とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 296,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円				
	複合住宅建築物を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「 <u>複合住宅単位モデル建物法認定</u> 」という。)	申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積(住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額とし、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあつては <u>評価機関未審査住戸単位手数料額</u> とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額</u> とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあつては <u>評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額</u> 」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 122,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを			複合建築物を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「 <u>複合建築物単位モデル建物法認定</u> 」という。)	申請1件につき 認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額</u> と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した <u>評価機関未審査住宅手数料額</u> とを合算した額(以下この表において「 <u>評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額</u> 」という。)	

				超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 440,000円				
	(2) 評価機関 審査を受けたもの	住戸単位 認定	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位手数料額」という。） ア 申請対象戸数が1のとき 7,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 12,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 18,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 29,000円 オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 46,000円 カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 80,000円 キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 120,000円 ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 150,000円 ケ 申請対象戸数が301以上のとき 170,000円	(2) 評価機関 審査を受けたもの	(削る)		
		共同住宅 単位共用 部分評価 認定	申請 1件 につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円		住宅単位 認定または複合建築物住宅 部分単位 認定	申請 1件 につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (イ) 住戸の戸数が1のとき 7,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円

				(イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円 (ロ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 (ハ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (ニ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 (ホ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円 (ヘ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円 (ト) 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円 イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円 (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円 (ハ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 (ニ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円 (ホ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 190,000円			(ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円 (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円 (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円 イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円 (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円 (ハ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 (ニ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円 (ホ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 190,000円
		共同住宅 単位共用 部分非評価認定	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下の表において「評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額」という。）	(削る)		
				ア 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円			
				イ 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円			
				ロ 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円			
				ハ 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円			
				ニ 住戸の戸数が51以上			

[illegible]

				超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円				超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円
		複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでに於いて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを		複合建築物 単位標準 入力法等 認定	申請 1 件 につ き	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）

54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）				係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位手数料額とを合算した額
	共同住宅単位共用部分評価認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを合算した額
	共同住宅単位共用部分非評価認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
	複合住宅単位標準入力法等認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	複合住宅単位モデル建物法認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住戸単位認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住戸単位手数料額とを合算した額
		共同住宅単位共用部分評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを合算した額

54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）				
	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請1件につき		認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額
	(削る)			
	非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額とを合算した額
	複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
	複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査を受けたもの	(削る)		
	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請1件につき		確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額

		共同住宅 単位共用 部分非評 価認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査共同住宅 共用部分非評価手数料額 とを合算した額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅標 準入力法等手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅モ デル建物法手数料額とを 合算した額
		複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済複合住宅 標準入力法等手数料額と を合算した額
		複合住宅 単位モデ ル建物法 認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済複合住宅 モデル建物法手数料額と を合算した額
3 法第55 条第1項 の規定に 基づく認 定を受け た低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定（同 条第2項 において 準用する 法第54条 第2項の 規定によ る申出が ない場合 に限り、 建築物の 新築等に 関する工 事の着手 予定時期 または完 了予定時 期のみの 変更の認 定を申請 する場合 を除く。 ）	(1) 評価機関 審査を受け ていないも の	一の住戸 を単位と した変更 の認定（ 以下この 表におい て「住戸 単位変更 認定」と いう。）	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物に おける住戸の部分の変更 申請対象戸数（当該申請 において住戸単位変更認 定の申請の対象とされて いる住戸の戸数をいう。 以下この表において同じ 。）の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額（以下 この表において「評価機 関未審査住戸単位変更手 数料額」という。） ア 変更申請対象戸数が 1 のとき 21,000円 イ 変更申請対象戸数が 2 以上5 以下のとき 41,000円 ウ 変更申請対象戸数が 6 以上10以下のとき 58,000円 エ 変更申請対象戸数が 11以上25以下のとき 82,000円 オ 変更申請対象戸数が 26以上50以下のとき 120,000円 カ 変更申請対象戸数が 51以上100以下のとき 170,000円 キ 変更申請対象戸数が 101以上200以下のとき 250,000円 ク 変更申請対象戸数が 201以上300以下のとき 320,000円 ケ 変更申請対象戸数が 301以上のとき 370,000円
		共同住宅 の用途の	申請 1件	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（以下こ

		認定 (削る)		
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅標 準入力法等手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位モ デル建物 法認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅モ デル建物法手数料額とを 合算した額
		複合建築 物単位標 準入力法 等認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済複合建築 物標準入力法等手数料額 とを合算した額
		複合建築 物単位モ デル建物 法認定	申請 1件 につ き	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済複合建築 物モデル建物法手数料額 とを合算した額
3 法第55 条第1項 の規定に 基づく認 定を受け た低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定（同 条第2項 において 準用する 法第54条 第2項の 規定によ る申出が ない場合 に限り、 建築物の 新築等に 関する工 事の着手 予定時期 または完 了予定時 期のみの 変更の認 定を申請 する場合 を除く。 ）	(1) 評価機関 審査を受け ていないも の	(削る)		
		住宅の用 途のみに	申請 1件	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（共用部

		みに供する一の建築物を単位とした変更の認定（<u>基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。</u>）（以下この表において「<u>共同住宅単位評価変更認定</u>」という。）	につ	の表において「<u>評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額</u>」（いう。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 41,000円 (イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 58,000円 (ウ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 82,000円 (エ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 120,000円 (オ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 170,000円 (カ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 250,000円 (キ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 320,000円 (ク) 住戸の戸数が301以上のとき 370,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 59,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 102,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 178,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 239,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 290,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円			供する一の建築物を単位とした変更の認定（以下この表において「<u>住宅単位変更認定</u>」または<u>複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定</u>（以下この表において「<u>複合建築物住宅部分単位変更認定</u>」という。）	につ	分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「<u>評価機関未審査住宅変更手数料額</u>」（いう。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 21,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 41,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 58,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 82,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 120,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 170,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 250,000円 (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 320,000円 (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 370,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 59,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 102,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 178,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 239,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 290,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円			（削る）
		共同住宅の用途のみに供す	申請1件につ	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ								

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

		みに供する一の建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「<u>複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定</u>」という。）	につき	床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「<u>評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額</u>」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 71,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円			みに供する一の建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「<u>複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定</u>」という。）	につき	<u>複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定</u>の申請の場合にあっては、<u>当該建築物の非住宅部分</u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「<u>評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額</u>」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 71,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円		
		<u>複合住宅建築物</u>を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「<u>複合住宅単位標準入力法等変更認定</u>」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでににおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては<u>評価機関未審査住戸単位変更手数料額</u>とを、<u>共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額</u>とを、<u>共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額</u>とを合算した額（以下この表において「<u>評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額</u>」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円			<u>複合建築物</u>を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「<u>複合建築物単位標準入力法等変更認定</u>」という。）	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した<u>評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額</u>と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した<u>評価機関未審査住宅変更手数料額</u>とを合算した額（以下この表において「<u>評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額</u>」という。）		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 225,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 272,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 320,000 円				
	(2) 評価機関 審査を受け たもの	住戸単位 変更認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物に おける住戸の部分の変更 申請対象戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額（以下この表において 「評価機関審査済住戸単 位変更手数料額」という 。） ア 変更申請対象戸数が 1 のとき 7,000円 イ 変更申請対象戸数が 2 以上 5 以下のとき 12,000円 ウ 変更申請対象戸数が 6 以上 10 以下のとき 18,000円 エ 変更申請対象戸数が 11 以上 25 以下のとき 29,000円 オ 変更申請対象戸数が 26 以上 50 以下のとき 46,000円 カ 変更申請対象戸数が 51 以上 100 以下のとき 80,000円 キ 変更申請対象戸数が 101 以上 200 以下のとき 120,000円 ク 変更申請対象戸数が 201 以上 300 以下のとき 150,000円 ケ 変更申請対象戸数が 301 以上のとき 170,000円		(2) 評価機関 審査を受け たもの	(削る)
		共同住宅 単位共用 部分評価 変更認定	申請 1 件 につ き	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（以下こ の表において「評価機関 審査済共同住宅共用部分 評価変更手数料額」とい う。） ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が 2 以 上 5 以下のとき 12,000円 (4) 住戸の戸数が 6 以 上 10 以下のとき 18,000円 (9) 住戸の戸数が 11 以 上 25 以下のとき 29,000円	住宅単位 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位変更 認定	申請 1 件 につ き	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（共用部 分がない建築物に係る変 更の認定の申請の場合に あつては、次のアに掲げ る額。以下この表におい て「評価機関審査済住宅 変更手数料額」という。 ） ア 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の住戸の戸数の区 分に応じ、それぞれ次 に定める額 (7) 住戸の戸数が 1 の とき 7,000円 (4) 住戸の戸数が 2 以 上 5 以下のとき 12,000円 (9) 住戸の戸数が 6 以 上 10 以下のとき 18,000円 (5) 住戸の戸数が 11 以 上 25 以下のとき 29,000円

					(エ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (オ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 (カ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円 (キ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円 (ク) 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 190,000円				(オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円 (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円 (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 80,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 158,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 190,000円
			共同住宅 単位共用 部分非評価 変更認定	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円 イ 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円 ウ 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円 エ 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円 オ 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円 カ 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円	(削る)			

[illegible]

				超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円				超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円	
		<u>複合住宅</u> <u>単位標準</u> <u>入力法等</u> <u>変更認定</u>	申請 1 件 につき	<u>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでににおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</u> <u>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</u> <u>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</u> <u>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</u> <u>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</u> <u>キ 床面積の合計が</u>		<u>複合建築物</u> <u>単位標準</u> <u>入力法等</u> <u>変更認定</u>	申請 1 件 につき	<u>変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）</u>	

				25,000平方メートルを 超えるとき 192,000 円				
		複合住宅 単位モデ ル建物法 変更認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 床面積（住宅の用途に供 する部分の床面積を除く 。アからキまでにおいて 同じ。）の合計の区分に 応じ、それぞれ次に定め る額と、住宅の用途に供 する部分についての申請 が、住戸単位変更認定の 申請の場合にあつては評 価機関審査済住戸単位変 更手数料額とを、共同住 宅単位共用部分評価変更 認定の申請の場合にあつ ては住戸の戸数および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済共 同住宅共用部分評価変更 手数料額とを、共同住宅 単位共用部分非評価変更 認定の申請の場合にあつ ては評価機関審査済共同 住宅共用部分非評価変更 手数料額とを合算した額 （以下この表において「 評価機関審査済複合住宅 モデル建物法変更手数料 額」という。） ア 床面積の合計が300 平方メートル以下のと き 13,000円 イ 床面積の合計が300 平方メートルを超え、 1,000平方メートル以 下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、2,000平方メー トル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000 円		複合建築 物単位モ デル建物 法変更認 定	申請 1 件 につ き	変更の認定の申請に係る 一の建築物の非住宅部分 の床面積により算定した 評価機関審査済非住宅モ デル建物法変更手数料額 と、住戸の戸数および共 用部分の床面積により算 定した評価機関審査済住 宅変更手数料額とを合算 した額（以下この表にお いて「評価機関審査済複 合建築物モデル建物法変 更手数料額」という。）
4 法第55 条第1項 の規定に 基づく認 定を受け た低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定（同 条第2項	(1) 評価機関 審査を受け ていないも の	住戸単位 変更認定	申請 1 件 につ き	変更の認定の申請に係る 一の建築物について函館 市建築基準条例第60条の 12第1項および第2項の 規定により確認の申請1 件につき納付すべき手数 料として算定される額に 相当する額（当該変更の 認定の申請に係る計画に 、同条第1項に規定する 昇降機に係る部分が含ま			(削る)	

において 準用する 法第54条 第2項の 規定によ る申出が ある場合 に限り、 建築物の 新築等に 関する工 事の着手 予定時期 または完 了予定時 期のみの 変更の認 定を申請 する場合 を除く。)				れている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位共用 部分評価 変更認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位共用 部分非評 価変更認 定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位標準 入力法等 変更認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合住宅 単位モデ ル建物法 変更認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関 審査を受け たもの	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを合算した額
	共同住宅 単位共用	申請 1件		確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同

において 準用する 法第54条 第2項の 規定によ る申出が ある場合 に限り、 建築物の 新築等に 関する工 事の着手 予定時期 または完 了予定時 期のみの 変更の認 定を申請 する場合 を除く。)				
	住宅単位 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位変更 認定	申請 1件 につき		変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額
	(削る)			
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位モデル 建物法変 更認定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合建築 物単位標 準入力法 等変更認 定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合建築 物単位モ デル建物 法変更認 定	申請 1件 につき		確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関 審査を受け たもの			(削る)
	住宅単位 変更認定	申請 1件		確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅

		部分評価 変更認定	につ き	住宅共用部分評価変更手 数料額とを合算した額
		共同住宅 単位共用 部分非評 価変更認 定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済共同 住宅共用部分非評価変更 手数料額とを合算した額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済非住 宅標準入力法等変更手数 料額とを合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済非住 宅モデル建物法変更手数 料額とを合算した額
		複合住宅 単位標準 入力法等 変更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済複合 住宅標準入力法等変更手 数料額とを合算した額
		複合住宅 単位モデ ル建物法 変更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済複合 住宅モデル建物法変更手 数料額とを合算した額
5	法第55条第1項の規定に基づく 認定を受けた低炭素建築物新築等 計画の変更の認定（建築物の新築 等に関する工事の着手予定時期ま たは完了予定時期のみの変更の認 定を申請する場合に限る。）	申請 1 件 につ き		1,000円

備考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1(1)の項、1(2)の項、2(1)の項または2(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位共用部分評価認定、共同住宅単位共用部分非評価認定、複合住宅単位標準入力法等認定または複合住宅単位モデル建物法認定と、住戸単位認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位共用部分評価認定、共同住宅単位共用部分非評価認定、複合住宅単位標準入力法等認定または複合住宅単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- (新設)
- 2 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位共用部分評価変更認定、共同住宅単位共用部分非評価変更認定、複合住宅単位標準入力法等変更認定または複合住宅単位モデル建物法変更認定と、住戸単位変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位共用部分評価変更認定、共同住宅単位共用部分非評価変更認定、複合住宅単位標準入力法等変更認定または複合住宅単位モデル建物法変更認定の申請

		または複 合建築物 住宅部分 単位変更 認定	につ き	変更手数料額とを合算し た額
		(削る)		
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定または複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済非住 宅標準入力法等変更手数 料額とを合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定または複合建 築物非住 宅部分単 位モデル 建物法変 更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済非住 宅モデル建物法変更手数 料額とを合算した額
		複合建築 物単位標 準入力法 等変更認 定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済複合 建築物標準入力法等変更 手数料額とを合算した額
		複合建築 物単位モ デル建物 法変更認 定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当 額と評価機関審査済複合 建築物モデル建物法変更 手数料額とを合算した額
5	法第55条第1項の規定に基づく 認定を受けた低炭素建築物新築等 計画の変更の認定（建築物の新築 等に関する工事の着手予定時期ま たは完了予定時期のみの変更の認 定を申請する場合に限る。）	申請 1 件 につ き		1,000円

備考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1(1)の項、1(2)の項、2(1)の項または2(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と、複合建築物住宅部分単位認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1(1)の項、1(2)の項、2(1)の項または2(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と、複合建築物住宅部分単位認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 3 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と、複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

に係る手数料の額に相当する額とする。

(新設)

3 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

4 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13（第2条関係）

区分		単位	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であって、一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合（ <u>基準省令第1条第1項第1号イ</u> に定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合においては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
(2)～(4)（略）			
2 （略）			
3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に	一の住戸を単位とした認定（ <u>基準省令第1条第1項第2号イ（1）および同号ロ（1）主</u>	申請1件につき 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位性能基準認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未

4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と、複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

5 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

6 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13（第2条関係）

区分		単位	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であって、一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合（ <u>同号イ</u> に定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合においては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
(2)～(4)（略）			
2 （略）			
3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定	(削る)	

画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第11項から第13項までを除く。）において同じ。）の認定（法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）および法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定	係る技術的審査または法第12条第1項もしくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する	たは第10条第2号に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住戸単位性能基準認定」という。） 一の住戸を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル住宅法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住戸単位モデル住宅法認定」という。） 一の住戸を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（3）および同号ロ（3）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住戸	申請 1件につき	審査住戸単位性能基準手数料額」という。） ア 申請対象戸数が1のとき 34,000円 イ 申請対象戸数が2以上4以下るとき 66,000円 ウ 申請対象戸数が5以上15以下るとき 108,000円 エ 申請対象戸数が16以上45以下るとき 182,000円 オ 申請対象戸数が46以上のとき 259,000円 次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位モデル住宅手数料額」という。） 19,000円 次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額」という。） 19,000円	画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第9項から第11項までを除く。）において同じ。）の認定（法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）および法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定	める者による認定に係る技術的審査または法第12条第1項もしくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する	（削る） （削る）
---	--	--	------------------------	---	--	--	-------------------------

	建築物 登録 建築物 エネルギー 消費性能 判定機 関（法 第15条 第1項 に規定 する登 録建 築物エ ネ ルギー 消費性 能判定 機関を いう。 イにお いて同 じ。） または 登録住 宅性能 評価機 関（住 宅の品 質確保 の促進 等に関 する法 律第5 条第1 項に規 定する 登録住 宅性能 評価機 関をい う。）	単位仕様 基準認定 』という 。） 共同住宅 の用途の みに供す る一の建 築物を単 位とした 認定（性 能基準（ 基準省令 第5条第 3項第1 号または 第12条第 2項第1 号に掲げ る住宅に 係るもの に限る。 ）による 評価方法 によるも のに限る 。）（以 下この表 において 「共同住 宅単位性 能基準共 用部分評 価認定」 という。 ）	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係 る一の建築物の床面積の合 計の区分に応じ、それぞれ 次に定める額（以下この表 において「評価機関未審査 共同住宅性能基準共用部分 評価手数料額」という。）			
				ア 床面積の合計が300平方 メートル以下のとき 66,000円 イ 床面積の合計が300平方 メートルを超え、2,000平 方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 182,000円 エ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超えるとき 259,000円			
イ	アに 掲げる 建築物 以外の 建築物 登録 建築物 エネル ギー消 費性能 判定機 関			建築物 または 住宅以 外の用 途に供 する一 の建 築物（住 宅の用 途に供 する部 分があ るもの に限る 。以下 この表 におい て「複 合建 築物」と いう。 ）の住 宅部分 （法第 11条第 1項に 規定す る住宅 部分を いう。 ）以下こ の表に におい て同 じ。 ）登録住宅 性能評 価機関 （住宅 の品質 確保の 促進等 に関す る法律 第5条 第1項 に規定 する登 録住宅 性能評 価機関 をいう 。ウに おいて 同じ。 ）イ 住宅 以外の 用途の みに供 する一 の建 築物また は複合 建築物 の非住 宅部分 （法第 11条第 1項に 規定す る非住 宅部分 をいう	住宅の用 途のみに 供する一 の建築物 （住戸の 戸数が2 以上であ るものに 限る。） を単位と した認定 （基準省 令第1条 第1項第 2号イ（ 1）およ び同号ロ （1）ま たは第10 条第2号 に定める 基準（以 下この表 において 「性能基 準」とい う。）（ 基準省令 第5条第 3項第1 号または 第14条第 2項第1 号に掲げ る住宅に 係るもの に限る。 ）による 評価方法 によるも のに限る 。）（以 下この表 において 「住宅単 位性能基 準共用部 分評価認 定」とい う。）ま たは複合 建築物（ 住戸の戸 数が2以 上である ものに限 る。）の 住宅部分 を単位と した認定 （性能基 準（基準 省令第5 条第3項 第1号ま たは第14 条第2項 第1号に 掲げる住 宅に係る	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係 る一の建築物（複合建築物 住宅部分単位性能基準共用 部分評価認定の申請の場合 にあっては、当該建築物の 住宅部分）の床面積の合計 の区分に応じ、それぞれ次 に定める額（以下この表に において「評価機関未審査住 宅性能基準共用部分評価手 数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方 メートル以下のとき 66,000円 イ 床面積の合計が300平方 メートルを超え、2,000平 方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 182,000円 エ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超えるとき 259,000円

[illegible]

						ものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定」という。)		
				(新設)		住宅の用途のみに供する一の建築物(住戸の戸数が1であるものに限る。)を単位とした認定(基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「モデル住宅法」という。))による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「住宅単位モデル住宅法認定」という。)または複合建築物(住戸の戸数が1であるものに限る。)の住宅部分を単位とした認定(モデル住宅法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定」という。)	申請1件につき	次に定める額(以下この表において「評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額」という。) <u>19,000円</u>

		共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第2号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「フロア入力法」という。）（基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「 <u>共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定</u> 」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「 <u>評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額</u> 」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 33,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 55,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 97,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 145,000円			住宅の用途のみに供する一の建築物（ <u>住戸の戸数が2以上であるものに限る。</u> ）を単位とした認定（基準省令第1条第1項第2号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「 <u>フロア入力法</u> 」という。）（基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「 <u>住宅単位フロア入力法共用部分評価認定</u> 」という。）または複合建築物（ <u>住戸の戸数が2以上であるものに限る。</u> ）の住宅部分を単位とした認定（ <u>フロア入力法（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。</u> ）（以下この表において「 <u>複合建築物住宅部分単位フロア入力</u>	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（ <u>複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分</u> ）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「 <u>評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額</u> 」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 33,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 55,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 97,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 145,000円		
--	--	--	---------	---	--	--	--	---------	---	--	--

[illegible]

			建築物を単位とした認定（ <u>仕様基準</u> による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「 <u>共同住宅単位仕様基準認定</u> 」という。）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）		10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるととき 798,000円			において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。） <u>または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。）</u>		10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるととき 798,000円	
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1号ロまたは第10条第1号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。）	ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるととき 399,000円		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第1条第1号ロまたは第10条第1号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「 <u>複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分</u> 」の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（ <u>複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分</u> ）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。）	ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるととき 399,000円	

[illegible]

[illegible]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				76,000円					とき 76,000円	
		非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。）			非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。）	
				ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円					ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円	
				イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円					イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円	
				ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円					ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円	
				エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円					エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円	
				オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円					オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円	
				カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円					カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円	
				キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円					キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円	
		非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。）			非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。）	
				ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円					ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円	
				イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円					イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円	
				ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円					ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円	
				エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円					エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円	
				オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円					オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円	
				カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円					カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円	
				キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円					キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円	

				き 186,000円					き 186,000円				
		複合住宅 単位標準 入力法等 認定	申請 1件 につき	次に掲げる認定の申請に係 る一の建築物の床面積（住 宅の用途に供する部分の床 面積を除く。アからキまで において同じ。）の合計の 区分に応じ、それぞれ次に 定める額と、住宅の用途に 供する部分についての申請 が、住戸単位性能基準認定 の申請の場合にあつては評 価機関審査済住戸単位性能 基準手数料額とを、住戸単 位モデル住宅法認定の申請 の場合にあつては評価機関 審査済住戸単位モデル住宅 法手数料額とを、住戸単位 仕様基準認定の申請の場合 にあつては評価機関審査済 住戸単位仕様基準手数料額 とを、共同住宅単位性能基 準共用部分評価認定の申請 の場合にあつては当該住宅 の用途に供する部分の床面 積により算定した評価機関 審査済共同住宅性能基準共 用部分評価手数料額とを、 共同住宅単位性能基準共用 部分非評価認定の申請の場 合にあつては当該住宅の用 途に供する部分の床面積（ 当該建築物の共用部分の床 面積を除く。）により算定 した評価機関審査済共同住 宅性能基準共用部分非評価 手数料額とを、共同住宅単 位フロア入力法共用部分評 価認定の申請の場合にあつ ては当該住宅の用途に供す る部分の床面積により算定 した評価機関審査済共同住 宅フロア入力法共用部分評 価手数料額とを、共同住宅 単位フロア入力法共用部分 非評価認定の申請の場合に あつては当該住宅の用途に 供する部分の床面積（当該 建築物の共用部分の床面積 を除く。）により算定した 評価機関審査済共同住宅フ ロア入力法共用部分非評価 手数料額とを、共同住宅単 位仕様基準認定の申請の場 合にあつては当該住宅の用 途に供する部分の床面積（ 当該建築物の共用部分の床 面積を除く。）により算定 した評価機関審査済共同住 宅仕様基準手数料額とを合 算した額（以下この表にお いて「評価機関審査済複合 住宅標準入力法等手数料額 」という。） ア 床面積の合計が300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方 メートルを超え、1,000平 方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平 方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 27,000円			複合建築 物単位標 準入力法 等認定	申請 1件 につき	認定の申請に係る一の建築 物の非住宅部分の床面積に より算定した評価機関審査 済非住宅標準入力法等手数 料額と、住宅部分について の申請が、複合建築物住宅 部分単位性能基準共用部分 評価認定の申請の場合にあ つては当該住宅部分の床面 積により算定した評価機関 審査済住宅性能基準共用部 分評価手数料額とを、複合 建築物住宅部分単位性能基 準共用部分非評価認定の申 請の場合にあつては当該住 宅部分の住戸の戸数および 床面積（当該建築物の共用 部分の床面積を除く。）に より算定した評価機関審査 済住宅性能基準共用部分非 評価手数料額とを、複合建 築物住宅部分単位モデル住 宅法認定の申請の場合にあ つては評価機関審査済住宅 モデル住宅法手数料額とを、 複合建築物住宅部分単位 フロア入力法共用部分評価 認定の申請の場合にあつて は当該住宅部分の床面積に より算定した評価機関審査 済住宅フロア入力法共用部 分評価手数料額とを、複合 建築物住宅部分単位フロア 入力法共用部分非評価認定 の申請の場合にあつては当 該住宅部分の床面積（当該 建築物の共用部分の床面積 を除く。）により算定した 評価機関審査済住宅フロア 入力法共用部分非評価手数 料額とを、複合建築物住宅 部分単位仕様基準認定の申 請の場合にあつては当該住 宅部分の住戸の戸数および 床面積（当該建築物の共用 部分の床面積を除く。）に より算定した評価機関審査 済住宅仕様基準手数料額と を合算した額（以下この表 において「評価機関審査済 複合建築物標準入力法等手 数料額」という。）				

			エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円				
			オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 119,000円				
			カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 149,000円				
			キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円				
複合住宅単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表にお			複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住宅モデル住宅法手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）

				いて「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円	
4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住戸単位性能基準認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを合算した額	4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）
		共同住宅単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを合算した額	（削る）
		共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定
					住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

				エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 293,000円			の非住宅部分を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「<u>複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定</u>」という。）		エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 293,000円		
	複合住宅建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「<u>複合住宅単位標準入力法等変更認定</u>」という。）	申請 1 件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、<u>住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「<u>評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額</u>」という。）</u> ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 140,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 183,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 279,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 356,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 425,000円 キ 床面積の合計が25,000		複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「<u>複合建築物単位標準入力法等変更認定</u>」という。）	申請 1 件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、<u>複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「<u>評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額</u>」という。）</u>				

				平方メートルを超えると き 492,000円					
		複合住宅建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法変更認定」という。）	申請 1 件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでに於いて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）			複合建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請 1 件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
				ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 61,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 293,000円					
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準変更認定	申請 1 件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の変更申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額」という。）			(削る)		
				ア 変更申請対象戸数が1のとき 7,000円 イ 変更申請対象戸数が2以上4以下のとき 11,000円 ウ 変更申請対象戸数が5					

[illegible]

			認定	この表において「評価機関 審査済非住宅標準入力法等 変更手数料額」という。)			認定または複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定	場合には、当該建築 物の非住宅部分)の床面積 の合計の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額（以下こ の表において「評価機関審 査済非住宅標準入力法等変 更手数料額」という。)	
				ア 床面積の合計が300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方 メートルを超え、1,000平 方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平 方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え、 10,000平方メートル以下 のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下 のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000 平方メートルを超えると き 186,000円			ア 床面積の合計が300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方 メートルを超え、1,000平 方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平 方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え、 10,000平方メートル以下 のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下 のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000 平方メートルを超えると き 186,000円		
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定	申請 1件に つ き	次に掲げる変更の認定の申 請に係る一の建築物の床面 積の合計の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下 この表において「評価機関 審査済非住宅モデル建物法 変更手数料額」という。)	ア 床面積の合計が300平方 メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方 メートルを超え、1,000平 方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平 方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が5,000平 方メートルを超え、 10,000平方メートル以下 のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下 のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000 平方メートルを超えると き 186,000円			非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定または複合建 築物非住 宅部分単 位モデル 建物法変 更認定	申請 1件に つ き	次に掲げる変更の認定の申 請に係る一の建築物（複合 建築物非住宅部分単位モデ ル建物法変更認定の申請の 場合においては、当該建築 物の非住宅部分）の床面積 の合計の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額（以下こ の表において「評価機関審 査済非住宅モデル建物法変 更手数料額」という。)
	複合住宅 単位標準 入力法等 変更認定	申請 1件に つ き	次に掲げる変更の認定の申 請に係る一の建築物の床面 積（住宅の用途に供する部 分の床面積を除く。アから				複合建築 物単位標 準入力法 等変更認	申請 1件に つ き	変更の認定の申請に係る一 の建築物の非住宅部分の床 面積により算定した評価機 関審査済非住宅標準入力法

				キまでにおいて同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、<u>住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額</u>とを、<u>共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u>とを、<u>共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額</u>とを合算した額（以下この表において「<u>評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額</u>」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えると き 186,000円			定	等変更手数料額と、<u>住宅部分</u>についての申請が、<u>複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u>とを、<u>複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額</u>とを合算した額（以下この表において「<u>評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額</u>」という。）
		複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、<u>住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額</u>とを、<u>共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u>とを、<u>共同住宅単位性能</u>		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、<u>住宅部分</u>についての申請が、<u>複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額</u>とを、<u>複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済</u>

				能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円				住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）	
6 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住戸単位性能基準変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住戸単位性能基準変更手数料額とを合算した額	6 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	(削る)	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき 変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料

時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)							相当額」という。)と評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額		非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	住戸単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを合算した額	(削る)		
	共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額		住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを合算した額
	共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額

	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額	
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額	
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
7	法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	申請 1 件につき		1,000円

備考

- 同一の建築物に係る法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の1(1)の項または1(2)の項による判定と、この表の1(3)の項または1(4)の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の1(1)の項または1(2)の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る法第12条第2項後段もしくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2(1)の項または2(2)の項による判定または証明書の交付と、この表の2(3)の項または2(4)の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2(1)の項または2(2)の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項から第6項までにおいて同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてし、または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定（住宅部分

	分非評価 変更認定			
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額	
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
	複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額	
	複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額	
7	法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	申請 1 件につき		1,000円

備考

- (略)
 - (略)
- (削る)
- 同一の建築物（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請が

に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と住戸単位性能基準認定または非住宅建築物単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定(住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と住戸単位性能基準認定または非住宅建築物単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

5. 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項または6(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定と住戸単位性能基準変更認定とを併せてし、または共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定と住戸単位性能基準変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

6. 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項または6(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位標準入力法等変更認定と住戸単位性能基準変更認定または非住宅建築物単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項または6(2)の項のそれぞれの項における複合住宅単位モデル建物法変更認定と住戸単位性能基準変更認定または非住宅建築物単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合住宅単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

7. 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

8. 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

9. 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書または第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

10. 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

11. 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。)の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項、第4項もしくは第9項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。

12. 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。)であって、法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画

この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定(住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定(住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。)と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

(削る)

4. 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項または6(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項または6(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

5. 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

6. 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

7. 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書または第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

8. 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、同号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

9. 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。)の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。

10. 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。)であって、法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画

に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項、第4項もしくは第9項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。

- 13 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（前項の規定による変更の認定の申請を除く。）に係る手数料の額は、この表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項、6(2)の項もしくは7の項または第5項、第6項もしくは第10項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。

- 11 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（前項の規定による変更の認定の申請を除く。）に係る手数料の額は、この表の5(1)の項、5(2)の項、6(1)の項、6(2)の項もしくは7の項または第4項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。